

○奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日条例第27号

改正

平成28年3月23日条例第3号

平成29年3月13日条例第1号

令和6年3月26日条例第7号

令和6年12月27日条例第28号

令和7年7月7日条例第18号

奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものと見なす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものと見なす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成28年3月23日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定並びに別表第2（第3項特定個人情報の欄の規定に限る。）の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日条例第7号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年12月27日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第93号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	奄美市子どもの医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第92

	号) による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第101号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務（以下「自立支援給付支給等事務」という。）に準じて実施する奄美市心身障害児療育旅費助成要綱（平成18年奄美市告示第38号）による心身障害児の療育を目的とした旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅重度心身障害児・者等介護人手当支給要綱（平成18年奄美市告示第37号）による重度心身障害児・者等の福祉の増進を目的とした介護している者への介護人手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱（平成21年奄美市告示第47号）による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市移動支援事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の6）による屋外での移動が困難な障害者又は障害児の地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とした移動に係る利用料の負担軽減を図る奄美市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市日中一時支援事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の7）による障害者又は障害児の家族の就労支援及び日常介護している家族の負担軽減を目的とした施設の利用料の負担軽減を図る奄美市日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の4）による身体障害者の福祉の増進を目的とした訪問入浴サービスに係る利用料の負担軽減を図る奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

10 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱（平成18年奄美市告示第137号の2）による身体障害者の社会経済活動の促進及び福祉の向上を目的とした身体障害者の自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害者自らが使用し、又は運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の10）による日常生活を営むのに支障がある重度障害者等の福祉の増進を目的とした日常生活用具の給付又は貸与を行う奄美市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	奄美市単独住宅条例（令和6年奄美市条例第38号）による単独住宅及び共同施設の設置及び管理に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例（平成18年奄美市条例第61号）による進学、修学等に係る資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	奄美市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市心身障害児療育旅費助成要綱による心身障害児の療育を目的とした旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅重度心身障害児・者等介護人手当支給要綱による重度心身障害児・者等の福祉の増進を目的とした介護している者への介護人手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市移動支援事業実施要綱による屋外での移動が困難な障害者又は障害児の地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とした移動に係る利用料の負担軽減を図る奄美市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市日中一時支援事業実施要綱による障害者又は障害児の家族の就労支援及び日常介護している家族の負担軽減を目的とした施設の利用料の負担軽減を図る	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で

	奄美市日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
9 市長	自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活を営むのに支障がある重度障害者等の福祉の増進を目的とした日常生活用具の給付又は貸与を行う奄美市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	奄美市単独住宅条例（令和6年奄美市条例第38号）による単独住宅及び共同施設の設置及び管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 教育委員会	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例による進学、修学等に係る資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって

			規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例による進学、修学等に係る資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの